

「肥」は農民をアリ地獄にひきずりこむ元凶
—「こえ(肥)をお(置)かず」解釈のための基礎知識—

慶応3年に作られた「みかぐらうた」十二下りは、一下り目「一ツ 正月こゑのさづけは やれめづらしい」で始まり、「こえ」については、七下り目に「たねをまいたるそのかたハ こえをおかずに作りとり」、十一下り目に「十ド ことしハこえおかず じふぶんものを作りとり」と出てきます。「こえのさづけ」は、昭和20年以前には主に「声」—「『こゑのさづけ』は、我々人間の救済を要(もと)めるのに応ずる天啓の聲といふ意」(『天理教全書』大正11年)と解釈され、現在は「肥のさづけは、これを戴いた者が、糠三合、灰三合、土三合を神前に供えて祈念し、各自の田に置くと金肥(油粕などの購入する肥料)二俵分の効き目」(『みかぐらうた略解』2019)があるとされています。また、「こえをおかず」は「肥、即ち人為的な施策を講じなくとも、十分な収穫、成果を得ることができると、ぢばに伏せ込むひのきしんの有り難さ」(『みかぐらうた略解』)を説いているとされ、「肥」は「人為的な施策」を指すとたとえられます。

しかし、近世農村を分析した歴史書を読むと、江戸時代の農村にとっての「肥」は、生活の死活に関わる重要な問題であったことを教えられます。今回は、「みかぐらうた」の「肥」解釈の一助として、近世の農民にとっての肥の意味を調べてみました。

元文5年(1740)、他の国訴に先駆けて提出された肥料訴願状には、干鰯の高騰がもたらす農民疲弊の構造について、つぎのように記されている。第一に干鰯の高騰と施肥不足による不作、第二に不作による年貢未進の可能性、第三に未進回避のための施肥、第四に高額肥料の経営圧迫、第五に肥料代金未納による肥料購入の差し止め、第六に施肥不足による不作。干鰯の高騰がもたらすこの悪しき循環は、農業経営の破綻に直結する可能性が大きい。菜種作・綿作や、その他の作物に共通の構造であろう。たかが肥料、の問題ではない。農産物生産にかかわるかぎり、肥料の高騰は、畿内農民をアリ地獄にひきずりこむ元凶であった。 / これをいかにして回避するか。肥料訴願の目標は、その点にすえられた。 / 菜種は菜種の、綿は綿の、流通に関するそれぞれ固有の課題をかかえつつ、菜種訴願や綿訴願がたたかわれた。それぞれの成果もまた固有であったといえようが、両者に共通するのは肥料の重圧という問題であった。確認してきたように、菜種訴願にも綿訴願にも通奏低音としての肥料問題がある。だが時としてそれは主旋律として登場し、肥料に固有の課題を提示した。それが肥料訴願である。

肥料訴願は、畿内に共通の課題である。肥料訴願が菜種訴願や綿訴願に大きく先駆け、またはやくも寛保3年段階で摂河泉三ヵ国が出そろい、天明8年段階に文政の国訴に匹敵する規模の村々を結集しえたのは、そのまぎれもない証左である。さらに菜種・綿問題からのみ注目されてきた文政の国訴が千ヵ村を大きくこえる動員力を示しえたのは、この経過からみて、菜種・綿訴願とならび、肥料問題が掲げられていたこともあずかっていたのではないだろうか。安政の国訴、そして慶応の国訴もまた然り。

それにしても国訴研究史は、肥料がもつ重みを軽んじすぎた。その反省にたって、次章では、肥料訴願が民衆運動としてもつ意味について、より明確な位置づけを試みることにしたい。(『紛争と世論』P81. 平川新. 東京大学出版会. 1996)

国訴—「くにそ」ともよぶ。近世中・後期の合法的広域訴願闘争。小商品生産に従事する農民が、都市特権商人による流通独占を打破して商品の自由な販売を求め、あるいは商品生産農業に不可欠な**肥料の安価な購入を実現するために、領主の支配領域を越えて広範な村々が結集し、合法的な訴願を繰り返したもの**。商品生産の発展が著しい畿内(きない)では、1740年(元文5)以降、菜種(なたね)、油、綿、金肥の流通をめぐる展開するが、1823年(文政6)には摂津(せつつ)、河内(かわち)、和泉(いずみ)3国1007か村が参加する一大訴訟を展開し、1855年(安政2)と1865年(慶応1)にも1000余の村々の結集する訴願が行われた。一般に畿内の訴願を国訴とよぶが、1789年(寛政1)と1843年(天保14)に、下肥(しもごえ)値下げを求める訴願が江戸周辺のそれぞれ1016か村、283か村を結集して行われ、1813年(文化10)には遠江(とおとうみ)、駿河(するが)の100余の村々が、茶の独占的集荷に反対するなど各地に広域訴願が展開する。幕藩制的流通の心臓部である大坂市場をめぐる畿内農村の訴願を中心に、各地に展開する広域訴願は、当時、諸藩の国益政策とよばれる専売制的収奪に反対する強訴(ごうそ)・打毀(うちこわし)とともに、幕藩制的流通機構を破壊する役割を担った闘争であったといえる。(小学館 日本大百科全書(ニッポニカ))

「肥(肥料)」 の歴史

作物は無肥料
でも収穫できる

肥料利用の歴史については古島敏雄氏の『日本農業技術史』に詳しく出ています。

作物は、肥料をやらなくても収穫でき、米であれば、一反当たり、一石程度は収穫出来るとあります。肥料は、その収穫をいかに増やすかというために、投入されます。

《1石=150kg=180リットル=米俵2.5俵=100升=10斗。 1反≒30m四方≒100m²=1畝。 1町=10反=1^町。》

作物の生育は、根によって土壤中より吸収する作物体構成要素と、葉緑素の作用によって空气中より摂取する炭素との結合によって行なわれるのである。この根から吸収された養分は、一定量は土壤の分解によって、天然に土壤の保有するものであって、耕作は風化の促進による天然補給分の増加、土壤の構造を適当にし微生物の繁殖による天然含有物の可吸収形化、根の発育に適当な条件を作り出すなどの意味を持っている。ある程度の収穫量はこのような形の天然養分のみによって可能であり、それを毎年継続することも可能なわけである。植物構成要素の天然補給は、水稻の場合にはさらに灌漑用水より供給される。植木鉢試験による無肥料栽培の結果は、各土質・各地方について三要素(窒素・リン酸・加里)適量施肥の場合の50%前後の収量を上げ、圃場試験の場合は70%前後に及ぶことが知られている。多くの土地で水稻一石前後の収穫は無肥料で収穫しうるし、またこれを連年期待しうるわけである。／ 作付を抛棄し、作付作物の交替をなし、牛馬を作物収穫後の田畑に放牧し、あるいは肥料を施すのは、かかる植物体構成要素の天然補給分をより大きくし、あるいはより有効に利用させ、あるいはまたこれに新しいものを外部から賦与することである。かかる形で与えられた肥料分(植物体構成要素中、特に人工で補う必要のあるものが肥料であろうが、以下漠然と用いる)は前掲の一定額に対する増収分を構成するのである。(『古島敏雄著作集第六巻(日本農業技術史)』P325. 東京大学出版会. 1975. 初出1947及び1949)

中世前期の肥—厩肥・山野の草・草木灰

この時代(※中世前期)に肥料として用いられたことの史料上に明らかなものは、**厩肥・山野の草・**

草木灰であって、人糞尿の施用については確かなことは分からない。厩肥施用の史料は『延喜式』内膳司の園の耕作であって、多くの作物の段当所要労力の記載に際して、糞何担として現われて来る。例えば蔓菁(※かぶ)については、「糞百二十担・担別重六斤・運功二十人驚烈・人別日六度、従左右馬寮、運北園、下皆准此」とある。「従左右馬寮、運北園」とあるように、厩舎より出るものであり、**厩肥**である。園の耕作に牛を用いることは先に記したが、その牛は11頭であり、これは左右馬寮の牛をもってこれに充てた。これよりする時は右の厩肥は馬糞のみならず、牛糞をも含んでいたと思われる。(『古島敏雄著作集第六巻(日本農業技術史)』P146. 東京大学出版会. 1975. 初出1947及び1949)

中世後期の肥—苗草・厩肥・草木灰が重要な肥料源、人糞尿の利用、魚肥の利用

—肥を置くのは年貢のための増産—

『播磨風土記』『皇大神宮儀式帳』等によって、上

代より施肥の行なわれたことを知りうるわが国の農業にとって、真に肥料が重要な意味を持つようになったのは、二毛作・三毛作の普及するようになった後であった。苗草のほかに肥料の史料を持たない時代を経て、この時代に入るとともに肥料に関する史料が散見するようになるのである。／ 『延喜式』に現われた内膳司の園の耕作には、左右馬寮より出る厩肥を多くの作物に施しているのであるが、同じ平安朝の終りには灌木を焼いた灰が肥料として用いられ、農民らはその肥効を意識していたことを示す文書がある。『永昌記』の大治四(1129)年閏七月の裏文書は、大旱魃にて住民たちは困窮し、政所公事の負担に耐えかねて逃亡したため、政所公事を免除されたいことを述べている。さらに語をついで「当牧之法、元三以後採柴為灰、入御供田令肥者也、無此能法者、薄田地弥令荒廢、作物難進者歟」とするのである。灌木を焼いて灰となし、これを施して田を肥沃にし、それによって年貢を納めているのだというのである。

当代に入っても、史料の示すところでは、右に見て来た**苗草・厩肥・草木灰が重要な肥料源**として現われて来ている。そして特にこれらのものの原料供給地としての山野の占有利用が、問題となるにいたっているので、そこに江戸時代に入って後の採草入会地に対する争論の萌芽を見ることが出来るのである。『清良記』第七巻は永禄(1855～)年間の伊予宇和郡の一小地方領主と郷士との問答を記したものとなっているが、その述べる肥料論も右のような山野の草木を主要肥料源とする段階を反映し、その書の述べる三毛作におよぶ耕地利用も、そのような施肥法を背景として成立していることを示している。／ 厩肥の利用は、農民らがようやく牛馬を持つことが多くなり、その利用の一条が備わるのであるが、放牧期間の長いことは、まだ江戸時代における牛馬が、ほとんど肥料製造のために飼育されたかと思われるのに比べる時、利用度は低かったといわねばならない。／ 人糞尿の利用も、肥桶の使用されたことによって推測されるが、その利用がどの程度に達していたかは明らかではない。大和・山城等における蔬菜産地の成立とともに、人糞尿が最も濃厚な速効性の肥料として愛用されるにいたっただろうとは考えられるが、積極的にそれを証明するものが見当らないのである。『清良記』には草木を主体としながら、糞尿・鳥糞・糟粕類・魚肥等が現われているのであるが、他の史料を通じては、糟粕類・鳥糞等の利用は明らかにはされていない。魚介類については、易林本『節用集』に安房において魚肥を施したことを記すのを見ることが出来るのである。これら濃厚肥料は江戸時代に入るとともに、急速に、広くかつ多量に用いられるようになるので、その地盤が中世に生じていたことはもちろんであろう。燈料・食料としての胡麻・苳の利用はこれらの糟の利用をも可能とするのである。(『古島敏雄著作集第六巻(日本農業技術史)』P205)

近世前期の肥料

江戸時代の初期には、全国的に行われた検地によって貢租が課せられ、作物の増産が求められました。そのため、灰・人糞尿・作りごへ(塵芥等)・厩肥・苜蓿など自家労力で作れる肥料が用いられるようになりました。また、金銭収入が見込める蔬菜などの栽培地では干鰯・油粕等の金肥が使われるようになりました。

焼畑・牧畑(※区画を分けて耕作と放牧とを交互にする畑)等の粗放の耕作が地方によってはあり、ことに焼畑の分布はほぼ全国の山間部に及ぶのであるが、近世前期における農業全体からいえばこれらは農業の中心をなすものではない。戦国期に各地に大名・小名がその領国を確立し、租税徴収のために検地を行なうと、大部分の耕地は年々貢租を負担するものと定められた。領主は種貸、二毛作の奨励、治水工事等を通じて農業を勧め、生産力・担税力の増加を計った。近世に入ると全国的に検地が行なわれ、貢租に応ずるためにも、地力の維持補給の必要が大きくなり、高請地の農業、ことに水田においては施肥が不可欠となった。

有名な慶安二(1649)年の御触書にも、肥料の確保について言及している。「百姓はこへはい調置候儀専一に候間、せつちんをひろく作り、雨降り候時分水不入様に仕へし。それに付夫婦かけむかいのものに而、馬をも持事ならず、こへため申候もならざるものは、庭之内に三尺に二間程にほり候而、其中へはきため又は道之芝草をけつり入、水をなかし入、作りこゑを致し、耕作へ入可レ申事」、「何とそいたし牛馬之能を持候様に可レ仕、能牛馬ほとこへを多くふむものに候。身上不レ成ものは是非不レ及、先如レ此心かけ可レ申候、并春中牛馬に飼候ものを秋さき支度可レ仕候、又田畑江かりしき成共、其外何こへ成とも能入候得は作にとりみ有・之候事」等の項目がある。朝草刈を奨めるのも間接には肥料増産を志すものである。

右に示されたところは、近世前期の肥料の種類を典型的に示している。重い貢租を負担して、それを納めて後は生活の資も十分に残らないで、焼畑・流作場(※湖沼や河川の沿岸にある、堤外の新田)等の劣悪地耕作により生活を維持するのを常態とした一般農民にとっては、金銭を支払って肥料を買うことは思いもよらないことであつた。生活および生産の残屑、その他自家労力の投下によって調達可能である肥料以外は使うことが困難であつた。早くから商品として多量に取引された干鰯・油粕等は都市近郊の蔬菜栽培地、早く商品化した特殊原料作物産地を中心とし、ある程度金銭収入のある生産・生活を営んでいた地帯に限って使用されたのである。

『清良記』の肥料論が遅効性を中心として展開し、草木の肥料としての価値の判定が説かれ、経営労力を説く中でも、肥料・飼料給源としての採草労力が現われていることは前章で見たところである。右の慶安の御触書も同様の肥料事情を示すものといえよう。そこに現われたものは灰・人糞尿・作りごへ(塵芥等)・厩肥・苜蓿である。人糞尿を多く貯えるために便所を広くし、雨水等の流入しないようにすること、作りごへの作り方、厩肥を多く取るために能き牛馬を飼うよう努力すべきことが説かれ、肥料を多く施せば作物収量も増加するといっているのである。(『古島敏雄著作集第六巻(日本農業技術史)』P336)

都市近郊農村での金肥の使用

近世初期に於いては自給肥料が一般的でしたが、都市近郊の農村では都市住民向けの作物を作るようになり、貨幣を手にするようになった農民は、自己の労力を必要としない購入肥料を利用するようになります。その代表が干鰯でした。その干鰯を大量に使用したのが、大和の綿作でした。

近世初期の最も広く行なわれた肥料は、前述のような自給肥料である。貢租を納めるほかはほとんどすべてが自家消費に廻るような農業にとっては、肥料の調達に支払いうるものは自家の労力と、場合によっては藁・蔬菜等の少量に過ぎなかった。後者によっては、人糞尿・厩肥の一部が購入されている。しかし当代の農業は、右のようにほとんど自給自足の農業のみには限らなかった。京都・江戸・大阪などの発展、諸国城下町の発展は、これら都市人口に対する販売のための農業を生ぜしめた。これら諸都市の商人活動は、やがて、自然条件を異にする各地の農業を特産品の生産に向わせる働きをもなし、農民の手に貨幣を持たせると共に、貢租外の農産物の中にも、それを生産した土地には直接返らないで、他地方または都市に流出する部分が生じ、それが増加して行った。なんらかの形でそれらが取り戻されねばならないのである。この場合、商業的農業へ向って一步を踏み出したような地帯は、農村への人口保持を容易にし、従って耕地開発も進行して、肥料給源である採草地が急速に減少して行く地帯でもあった。しかも余業の機会も多くなって、労賃の高騰も見られ、自給肥料の調達を困難にする。販売した農産物の売上代金を持つことが、右の条件と共に肥料の購買に向わせるのである。安房(※あわ、千葉県南部)について、最初の魚介類の肥料としての使用に関する史料を持っているように、鰯のような大量漁獲物の産地で肥料として自家用に用いられたものが、これらの要求と結びつくのである。江戸・大阪等における干鰯問屋の初期よりの発展は、このような結びつきの現われである。(『古島敏雄著作集第六巻(日本農業技術史)』P346)

木綿の伝来に関して『大和本草』は、「綿布ハ異国ヨリ近古ワタル、其種子ハ文禄(※1592~95)年中ニ来ル」としているが、小野晃嗣氏の詳細な研究にみるように、室町時代中期にはわが国に栽培が始まったものと考えられる。移入当初は、三河木綿・三浦木綿・武蔵熊谷の木綿等に知られるように、生産の中心を東国に持っていた。天文(1532)から天正(1573)と下ってくれば、遠江・駿河・甲斐等にも木綿機業の発達を見るので、運輸交通の不十分であった当時であっては、この機業は輸入原綿を利用したのではなく、これら諸地方に木綿栽培があったと考えられる。天正末(1591)年に至って始めて大和地方に木綿の栽培されたことが知られるのである。／幕末の書『棉圃要務』は、綿作起源説として、大和を第一とし、「夫より河内山城摂津和泉の国々専ら丹誠して作り覚え」といっている。資料的には栽培に関しては大阪周辺への伝播の過程を明らかにするものはないが、綿作農家を主要対象とする干鰯商が、寛永元(1624)年大阪に発生するに先立ち、堺・尼ヶ崎等に発生し、干鰯を取扱ったことは、この地周辺への木綿の普及の過程を推測させるものがある。(『古島敏雄著作集第六巻(日本農業技術史)』P357)

金肥の代表、干鰯

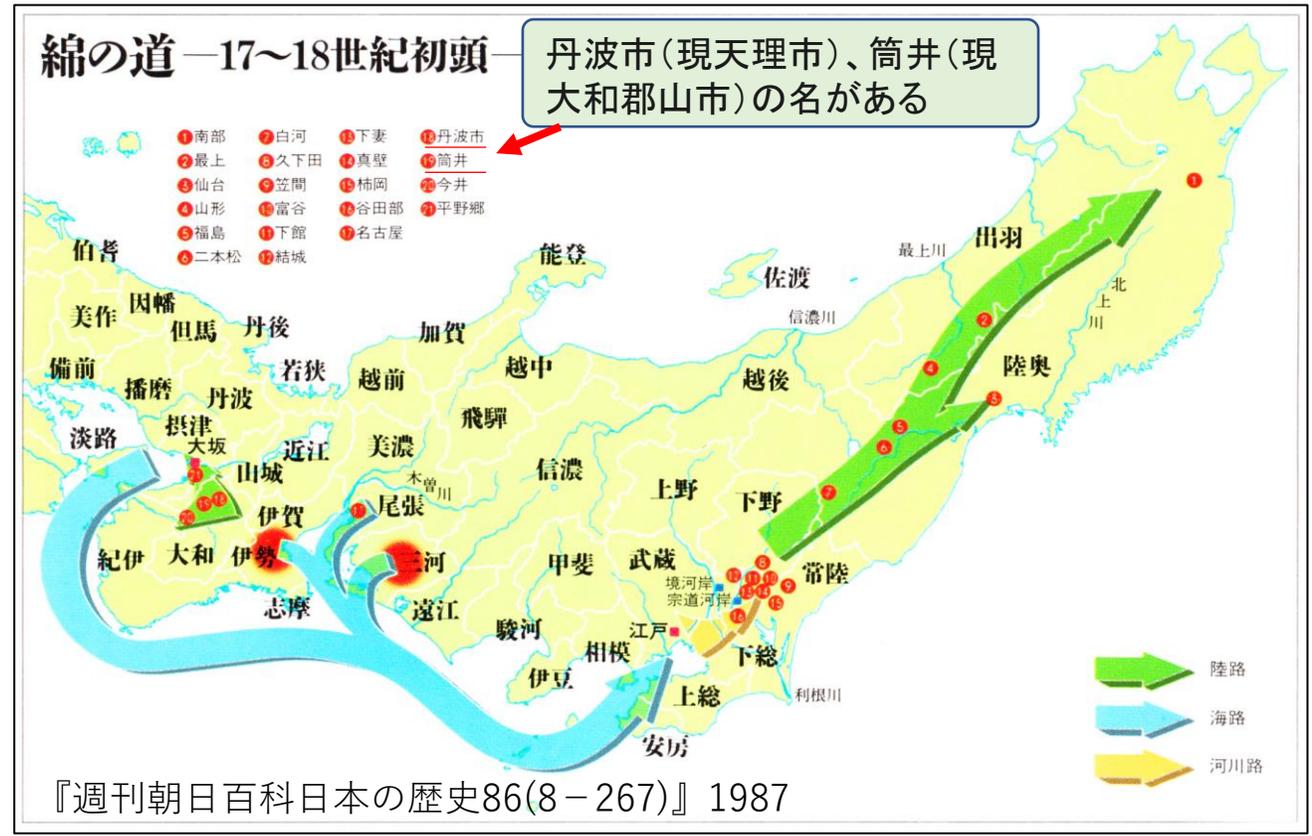
全国の商業中心としての大阪の地位、大阪・京都の人口の有する消費力によって、畿内・近畿の農業は生産物を販売する農業として、早く元禄頃までに異常の発展をとげた。その発展が『農業全書』(※元禄10年(1697)刊行された日本最古の農書)成立の重要地盤をなしたのであるが、同書の記載した農業技術の中心は多肥集約管理にあることは先に記したとおりである。肥料の種類は自己の農業生産物の残滓および自家労力による調達物に止まらないで、他地方・他産業の生産物、あるいは他地方農業の残滓にまつに至ったこともすでにのべたところである。干鰯問屋の発展に象徴される干鰯の利用、その他菜種油粕・綿実油粕等が最も優秀な肥料として用いられたのである。／ この傾向は、近世後期に至ってさらに深まり、広がっていったことはもちろんである。畿内を中心として存在したものが近畿・中国と広まり、畿内においても山間に及び、さらに施用法が緻密になって行くのであった。このような状態の記述は、大蔵永常の諸著に最もよく現われている。／ 彼の肥料論『農稼肥培論』は未刊のままであったものが、明治に至って始めて公刊された。その書は当時用いられた多くの肥料の網羅的な説明をなし、植物体の構成成分である水・油・塩・灰の補給が施肥であるという立場からの肥効の説明、施肥法の解説より成っているが、その際、地方的な特色への顧慮の行き届いているのを見逃すことが出来ない。／ 彼によれば近畿(以下畿内を含んだ現在の常識に従う)農民の肥料を用いる上の特色は、速効性の肥料を重視し、それを最も速効性に使うことにあるようである。その点からは、小便・干鰯・油粕等が主要な肥料となっているという。「関東の人小便ハ肥にきかざるものにて、土に応ぜぬ杯いひて更に用ひざる人あり、偶(※たまたま)用ふる人ありても畿内の農人の如く大切には思はぬなり」というのは、関東を引いて畿内で重視することを強調したものといえよう。大阪周辺の百姓は、大阪の小便汲を業とし重視したのであるが、その重視は小便汲の業を有利にし、株仲間をさえ生ぜしめたのである。

畿内の肥料の代表は干鰯である。「干鰯を多く用る国々ハ山城大和河内和泉摂津丹波播磨備前備中備後或ハ四国すべて綿を作る国々に用ふ」という。しかし綿作も畿内・山陽・四国の国々で多く干鰯を使うのであるが、甲斐・三河あるいは山陰の場合には必ずしも干鰯中心でないことは別に記すとおりである。／ 干鰯も『百姓伝記』は油気あるものをよしとし、『農業全書』も全形のまま用いることを記す場合もあったが、この書の段階に至っては、最も速効性とするため搾粕をよしとし、粉末にしあるいは浸出液を用うべきことを記している。近世後期の畿内の事情を示すのであろう。干鰯を古筵か俵の中に入れ水に三、四日つけ、茶色に濁った水を一番と呼び、これを取ってさらに水を入れて包をゆすぶり浸出した液と一番とを混ぜて綿・藍・水田等に用いるべしとする。残った骨と頭は砕いてこれも肥料に使うのである。／ 油粕は干鰯と共に各地で綿作に用いられる。干鰯よりもよいとする地も少なくない。「一番肥に油かすを入たらば、二番には干鰯、三番は見合入べし」ともされる。「余の作物と違ひ、肥しの入方おくれては技葉栄ゆる斗にて、桃の付方少し、又秋に至り若がへるもの也」という綿の特性が、干鰯・油粕のような肥料を、特に速効性となるように処理して用いさせるのである。(『古島敏雄著作集第六卷(日本農業技術史)』P543)

鰯(干鰯)の需要

畿内、名古屋周辺で作られた棉は、海路江戸に運ばれ、そこからさらに東北にまで送られました。商品作物のための金肥は、次第に水田でも使用されるようになり、その需要は拡大していきました。鰯が大量にとれた千葉県南部には、紀伊(和歌山県)の漁民が出稼ぎに行き、ある者はそこに定住しました。それゆえ、紀伊の地名が房総半島、伊豆半島に多く存在しています。

金肥の高騰は、それがもたらす利益をねらうヒトも出現させた。干鰯の例をあげてみよう。／ 干鰯の産地として有名なのは房総半島の九十九里浜(千葉県)で、ここでは地曳網で大量のイワシが浜に引きあげられ、干されて肥料に加工された。港町の一つ銚子(現千葉県銚子市)の漁民に注目してみると、紀伊国(現和歌山県・三重県)から移住してきたという言い伝えの家が多い。17世紀後半から18世紀前半にかけての数十年間に移ってきたという。ちょうど新田開発がピークに達しようとしていたときに、畿内とその近国での肥料不足は“干鰯ラッシュ”を巻き起こしていたのだ。／ こうして漁民はイワシとともに黒潮に乗って東へ移動し、九十九里浜は干鰯生産の一大拠点となった。慢性的な肥やし不足は、大海原へヒトを乗り出させた。このイワシを肥料にしたということは、水田を維持するために、クジラに続いて、またしても海の資源まで投入せざるをえなくなったことを意味する。しかも、現在のように食べるためではなく、肥料にするため



に、大量のイワシを獲っていたのだ。／ 今度は、大量のイワシを獲るために大きな地曳網が必要となる。その原料となったのは麻だった。このため、18世紀後半からは下野国(現栃木県)西部の野州麻とよばれる特産品が九十九里浜に供給された。しかもその麻の肥料として、九十九里浜の干鰯が下野国に運ばれたのである。稲だけではなく、こうした商品作物の栽培の広がりが干鰯の需要を高め、やがてその争奪戦が始まっていく。／ 百姓が生活圈だけの資源に頼って水田稲作を営むことができたのは、開発期17世紀までだったといえる。開発がピークに達した停滞期の十八世紀前半以降は、村社会のレベルを超え、遠隔の地から資源を調達しなければ肥沃な稲田を保てなくなってしまった。その様子は、まるで水田を中心とした渦が、村社会から国全体を巻き込もうとして広がっていくかのようにであった。(『江戸日本の転換点—水田の激増は何をもたらしたか』P217. 武井弘一. NHK出版. 2015)

増大する干鰯の需要－東国へ出稼ぎに行った関西漁民

紀伊半島と同一の地名が伊豆、房総半島にあります。これは漁民が移住した結果と考えられます。

中世末以降17世紀末に至るほぼ一世紀の間、畿内及びその近国では空前の農業生産力の上昇をみていた。ことに綿作の発展は目を見はるものがあり、庶民の衣料を苧(からむしー麻の一種)から木綿へと転換させる「衣料革命」を伴いつつ、元禄期のピークに至る。その間、豪商らによって綿作のための大規模な耕地開発、灌漑・治水工事が行われ、既成の水田にまで綿作が食い込むという事態が生じた。そしてこのような綿作をはじめとする農業生産の発展を支えた大きな要素の一つとして、干鰯を見のがすことはできない。／ 干鰯とは、文字通り鰯を干した魚肥のことで、代表的な金肥(購入肥料)であるが、開発に伴う抹場(まぐさば)の減少、ひいては自給肥料不足を補うため、あるいはもっと積極的に、より生産をあげ収益をあげようという商業的農業の機運の中で、急激にその需要が増していたのである。この時期の関西漁民の鰯を求めての遠国出漁はおそらく、このような需要増大に促され、自国及びその近辺以外にも漁場を開拓しようとして行われたものであろう。資金的な援助を大坂・堺の干鰯問屋、あるいは在郷町の商業資本から受けている場合が多いのが、その証拠である。／

房総へ－鰯を追って ところで、関西漁民の出稼ぎ先は、鰯漁業に関する限り、近世初頭を境に西国から東国へと、比重が移っていく。例えば薩摩で鰯漁を開いた紀州加大浦の大甫七十郎は、元和年間に房総に転じている。こういった傾向はおそらく、西国での農業生産力の高まり－山陽路の綿、阿波の藍などが中心－につれ、西国の漁場がその地域自体のための魚肥供給地と化していったことによるのであろう。逆に当時農業後進地帯であった東国ならば、地元での干鰯需要は総体的に少なかったであろうから、出稼ぎ者の活動できる余地は多分にあったはずである。こうして関西漁民は、黒潮に乗って群游する鰯を追って、東へ東へと海の旅をすることになったのである。／ ただ、一口に東国と言っても、以前から漁業がある程度発達し、地元民による漁業権の確立している所へ割りこんでいくのは困難であったから、出稼ぎ漁業の行きつく先は、漁業が未発達ないし確立していない所でなければならなかった。しかも、鰯という魚は、文字通り弱い魚で腐りやすいので、本国へ持ち帰るまでに干鰯にしておく必要があった。そこで、相当量の鰯を干せる広さの砂浜がある場所が求められた。／ その点、房総半島は最適であった。九十九里浜について言えば、そこ当時漁業よりも塩業を主体としており、概してその広大な砂浜の、塩竈よりも先の海沿いの部分及び海面は、村域に含まれず入会となっており、地元民の占有権は確立していなかった。そこへ関西漁民が乗り込んできて納屋を作り、その中に漁具を収納し、あるいは出稼ぎ期間中の生活のための設備を整えた。「納屋集落」の起源の一つである。／ 関西漁民の出稼ぎ期間は、秋から翌年の春までというのが原則であった。それは、概して当時の漁民が一面では農民でもあったことによるのだろう。つまり、農閑期に合わせたものと思われる。彼らは漁船であると同時に貨物船の機能をも備えた船(例えば五大力船)に乗って、本国との間を黒潮の道を往き来し、自ら干鰯を持ち帰るか、または同行してきた商人に持ち帰らせたのである。(『週刊朝日百科日本の歴史73(7-213)』)



金肥の導入で黒字にしている菜種農家

加賀藩(金沢)の農家の経営モデル。50石は3町歩程度の田畑を有していると思われます。肥料代は金肥(油粕、干鰯)の他に、「人糞」も購入しているので、これも含めると662匁となり、支出の半分近くになります。商品作物の菜種がなければ、この農家は赤字になると書かれています。『耕稼春秋』は1707年(宝永4)にできているので、18世紀初めには、購入肥料を主にした経営が行われていました。

表4-1には、又三郎が『耕稼春秋』のなかで具体例としてあげている試算をもとに、百姓の経営モデルを再現してみた。草高とは、加賀藩では石高のことをさす。石川郡の約500石の村で、持ち高が50石の百姓と仮定されている。／ 収入からみていく。仮に持ち高どおりに50石の米が収穫できたとしよう。よく知られている五公五民という年貢率であれば、そのうちの50パーセントにあたる25石を年貢として納め、残りの25石が作徳として手元に残った。第二章で述べたように菜種という商品作物も栽培しており、これは売って年貢の足しにしている。大麦・小麦は食用となる。／ 藁からは縄が編まれ、俵・沓・草鞋(※わらじ)が編まれる。縄・俵は七十程と書かれているが、これ以外にも、藩へ年貢を納めるにあたって上質の俵なども編まなければならない。ウマの沓と奉公人の草鞋は千七、八百足というから、平均すれば一日五足ほど編む必要がめった。だから『農業図絵』には、屋外での農作業ができない冬場などには、百姓が縄を編む場面がよく登場する。／ 一方の支出はどうか。奉公人・子どもや下女へ給金が支払われている。持ち高50石の経営は、夫婦だけでは手に負えない。草を刈るために子どもを雇っているのである(図3-9参照)。さらにウマ使いの上手な奉公人も一人雇う。ウマの餌となる大豆を栽培していなければ、これも買わなければならない。油粕や干鰯といった金肥も購入するが、その割合は支出のうち四分の一以上をも占めるので、出費としては痛い。／ 収入から支出を引いた収支残高は、6石弱の黒字である。作徳があれば、それは貯蓄にもなる。百姓は生産した米で年貢を支払うものの、経営していくうえでは金銭処理もおこなわなければならない。このモデルでは、仮に菜種の収入がなければ、赤字経営に陥ることになる。(『江戸日本の転換点—水田の激増は何をもたらしたか』P141. 武井弘一. NHK出版. 2015)

表4-1 百姓の経営モデル

項目	金額	備考
[草高]	50石	
[収入]	合計	1,650匁
作徳	25石	1,250匁 五公五民(米1石=銀50匁)の場合
菜種	17、18-20俵	400匁 20俵(菜種1石=銀40匁)の場合
大麦・小麦	15-20俵	—
縄・俵	70程	—
沓・草鞋	1,700-1,800足	—
[支出]	合計	1,369匁
男	4人	
経営主	1人	—
奉公人	1人	120匁 ウマ使いが上手な者
奉公人	1人	95匁
子ども	1人	40匁 草刈り用
女	2人	
妻	1人	—
下女	1人	45匁
ウマ	1疋	170匁
大豆	3.6石	162匁 1日=1升ずつ(大豆1石=銀45匁)
人糞	300駄程	262匁 人糞1駄=米1.5-2.0升(米1石=銀50匁)
金肥		360匁 値段は年によって変動
諸入用		90匁 夫銀(春・秋)・用水入用など
農具・馬具		25匁 修理代も含む
[収支残高]	5.62石	281匁 米1石=銀50匁

金肥を購入できるかどうかの差が、生産量に結びつき、益々その格差を広げた

百姓は、どれくらいの量の下肥を撒いたのだろうか。土屋又三郎は、中稲ならば一反あたりで、田植え前に施しておく元肥として人糞12、3荷から16、7荷、生育している途中の夏に施す追肥として15、6荷から20荷が必要であると見積もっている。図5-4で、天秤棒でかつがれている桶が一荷となる。わずか水田一反でも、百姓は年間あたり下肥を30荷ほども用意しなければならなかった。／ 中規模クラスの百姓であれば、人糞は300駄ほども必要だった（表4-1参照）。一駄とはウマ1頭に負わせる量のことをさす。仮に一駄を約150キログラムに相当する量とみなせば、300駄は約45トンにも及ぶ。当然ながら、下肥だけでは足りないので草肥が投じられていたが、草山は減少していた。その影響について、丘隅（※きゅうぐ）はあきらめの口調でこう語る。

人ふへ田地多成に随ひ、糞(こやし)の力、国土の田地に不及、古しへのことく耕作の能実るへき謂なし

(※『民間省要』一農政書。田中丘隅著。3編15巻。享保六年(1721)ごろ成立。村役人の立場から税制・治水・駅制など77項目について意見・見聞を記したもの。)

人口が増え、田地が多くなるにしたがい、肥やしの力は国土の田地に及ばない。昔のように、耕作によって実りがよくなる理由もない、と。／ 肥料になるのは、何も草肥だけではない。干鰯・油粕・糠・醤油粕などの金肥もあったからだ。実際、人口・水田が増加するにともない、草山も減少していたことから、百姓は金肥を買うようになった。その結果、肥やしの値段が高騰していたのだ。かつてなら干鰯は金一両で50俵から60俵も買えたのに、今はわずか7、8俵も買えないと丘隅は嘆く。干鰯は7倍以上も値上がりしていたのである。／ 肥料がなければ地力を維持できないにもかかわらず、高いので百姓はなかなか買えない。もし買えばその分だけ貯えも細る。これもまたジレンマである。こうして国土に「糞の力」が行き届かなくなり、昔のような作物の実りは期待できなくなった。／ いみじくも又三郎は、肥料についてこう示唆していた。

惣して田植付引こゑハ、百姓上・中・下の分限に随ひ段々有、其上所により違有（※「耕稼春秋」土屋又三郎著）

一般的に田植えとそのあとに加える肥料は、百姓の上・中・下という経済力によって差がある。そのうえ、場所による違いもある、と。／ 田植えとそのあとに加える肥料というのは、元肥と追肥のことをさす。場所による違いというのは、都市との遠近の差をさす。たとえば、金沢近郊であれば小便・馬糞、遠方であれば人糞・油粕・干鰯など、さらに山村や山ぎわであればこれらのほかに草肥も使われるというように、施す肥料が違ってくる。しかし、ポイントはなんとといっても経済力の差が肥料にも影響を及ぼすという点だ。／ 肥料をふんだんに揃えられる百姓と、それができない百姓とのあいだでは、もともと作物の収穫量に差があった。ところが、下肥や草肥のような自給肥料が人手しづらくなると、金肥を購入できるかどうか、つまり資産の多寡が、水田稲作を営めるかどうかの条件へと転化していったのである。／ これまでは、貨幣経済が農村へ浸透することによって百姓のあいだに貧富の差が生み出されていったと考えられてきた。実のところは、肥料は農業生産力を向上させるだけではなく、それを入手できるのかが百姓に経済的な格差をもたらしていたのかもしれない。この考えが正しければ、そのような格差は開発期から生じていた可能性があり、やがて**金肥を購入できる資産の多寡が、その格差をますます広げていった**という見方もできようか。（『江戸日本の転換点—水田の激増は何をもたらしたか』P215. 武井弘一. NHK出版. 2015）

地方によって異なる肥料の種類

下の表は日本全国でどのような肥料が使われていたかをまとめたものです。東北、関東では金肥はほとんど使われておらず、近畿、中国、四国などでは金肥の使用が目立ちます。ここでは、前者を東北日本型、後者を西南日本型と分けています。

指標第三、「徳川時代の農家経済」に現れたる肥料種類。

小野武夫先生の「徳川時代の農家経済」には、全国各地の古老へ発せられた肥料種類に関するアンケートの結果が収めてある。左にこれを要約してみよう。

- [A] 東 北 区 / 緑肥・厩肥・人糞尿・木灰・大豆等が用ひられ、金肥はアンケートに全く現れてゐない。
- [B] 近 畿 区 / ゴモノ・厩肥・人糞尿・緑肥・干鰯・菜種油。金肥たる干鰯・菜種油が可成り施用されてゐる。
- [C] 関 東 区 / 緑肥・甘藷の蔓・堆肥・人糞尿・厩肥・大豆・藻草。金肥は現れてゐない。
- [D] 東 海 区 / 厩肥・土肥・人糞尿・緑肥・鰯ノ粕・干鰯・油粕・綿實粕。鰯ノ粕・干鰯・油粕・綿實粕の施用は相常多量である。
- [E] 北 陸 区 / 大豆・人糞尿・藁灰・糠肥・厩肥・堆肥・焼肥・緑肥・鯨・干鰯。鯨・干鰯を施用してゐるのは越中である。
- [F] 中 国 区 / 人糞尿・堆肥・緑肥・厩肥・木灰・藁灰・酒粕・焼酎粕・綿實粕・醤油粕・油粕・魚肥。
- [G] 四 国 区 / 人糞・厩肥・堆肥・鰯ノ粕・鯨。
- [H] 九 州 区 / 緑肥・人糞尿・堆肥・厩肥・海藻・土肥・米糠・魚骨・灰・鯨油・鰯・酒粕。熊本・大分・宮崎には『無肥料』の處もある。

金肥を殆んど用ひぬ東北と、多量な金肥に依存する近畿の対立は著しく目につく。アンケートに現れた限り、関東区・北陸区中の新潟・中国区・九州区は東北に相似し、東海区・北陸区中の富山・四国区は近畿に相似する。

以上三個(※第一、徳川時代の著書に現れたる肥種類科。第二、明細帳に現れたる肥料種類)の指標により各地の肥料種類が大体明白となった。即ち、或る地方では緑肥・厩肥・堆肥のやうな自給肥料のみを施用し、又或る地方では干鰯・ノ粕・鯨・油粕・綿實粕の如き金肥を多く施し、また都會より購入せる人糞尿を併せ用ひて居る。そして、かゝる地域別の相違は直ちに農業経営の類型を表示する。自然経済の色彩強き農業経営を東北日本型と呼び、貨幣経済渦中にある農業経営を西南日本型と名付ける所以である。(「徳川時代における農業経営の諸類型」戸谷敏之. 初出1941. 『日本常民生活資料叢書第六卷』P58. 1973. 三一書房)

五畿内図

『近世日本の民衆倫理思想』 巻頭頁. 布川清司. 光文堂. 1973

近世撰・河・泉地域国郡別図

「近畿区」とは五畿内一撰津、河内、和泉、大和、山城一を指しています。どの国が現在のどこに当たるかが分かるように、江戸時代と現在の地名が出ている地図を掲げておきます。



河内の新参入の農家が綿作で田地を増やしていく例－肥料代が支出の6割以上、年貢負担率は10%強と少ない

、新しい家で、徐々に所持地を増やしていった点など教祖が嫁した中山家の状況と似ている気がします。

大坂周辺棉作地帯の棉作経営の例として、若江郡新家村I家（河内、現東大阪市）をとりあげてみよう。同家はその過去帳にあらわれる初代が明和五(1768)年に没して、享保九(※1724)年の宗門帳にはそれらしい家のみあたらない**新しい家**である。幕末期には村内最大の大高持となるが、村にある宮座株六戸の外であり、この六戸には敬意を表しなければならない家であり、宮座株六戸中の一戸が村中に根深い本分家関係・姻戚関係を結んでいるのに対して、この家には両者ともに少い。／ この家の持高の数字は、原史料のままでは土地購入の動きと合致しない。それは無地高(※「無地高」とは「高ありて地所なきをいふ」)が多いためと思われるので、修正を施したのが第一表である。享和年間(※1801～03)の25石から二十数年の間に百石余に激増しているのであり、文政二(※1819)年の多量の買入で飛躍していることがわかる。以後幕末にかけて急速に石高所持を拡大している。安政初(※1854)年までは村内で、以後は村外で買入れている。／ このような石高所持拡大の過程で、天明(※1781～88)から寛政(※1789～00)にかけては六反前後の貸付地をもち(小作料収納帳による)、農産物収穫高よりみると二町前後の自作地を耕作したのが、文政九(※1826)年には8町9反5畝の貸付地をもつにいたっている。自作地も徐々に面積を拡大しているのである。／ —中略— ／ 自家経営最盛期の農業経営の様相を天保13年についてみてみよう。同年の所持計9町8反余の自小作別・田畑別面積は第三表のようになる。自作地田1町2反3畝20歩、畑2町1反8畝15歩の経営収支の状況をみてみよう(第四表)。作物別の作付面積は明記されていないが、生産力の概略を知る手掛りとして大豆・小豆は畦畔または屋敷畑とみなし、表作は田は稲、畑は棉とした。この村の明細帳では田は湿田で棉作・裏作ともに不能としてあるからである。総生産物売上価額は銀8貫129匁4分であり、実綿の販売額は64.5%をしめる。中綿・綿織物をあわせると、総販売価額の80%をしめる。棉作の地位を知ることができる。自家消費分の見積価額を加えると総生産物価額は銀10貫022匁6分となる。これに対しても綿類の生産価額は65%となる。主作物作付延面積に対して22%の比率の棉が、生産価額では65%をしめるのである。／ 自作地経営に要した支出は直接生産費計銀3貫521匁1分、自作地分年貢銀1貫074匁9分、総計4貫596匁となる。これだけの支出によって自家用に廻した米22石4斗4升、麦15石3斗2升8合、大・小豆8斗の外に、銀8貫219匁4分をあげたのである。経費を支払った後、貨幣で銀3貫533匁4分の余剰をえている。現物をも見積れば、銀5貫426匁6分の純収益である。通常、五公五民、四公六民などによぶ年貢負担は粗収益の分割と考えてよい。この家の自作地について同様の比率を計算すれば**年貢負担は粗収益に対して10%強**となるにすぎない。直接生産費を除いた所得に対しても16.5%にすぎない。この自作経営に対しては年貢の重圧は意味をもたなくなっているのである。このような条件の中で以後10年間は3町5反経営をつづけるのである。このような有利な条件をうむ経営内容を、第五表に掲げた生産費構成の内部に入って観察しよう。／ 注目すべき第一点は**肥料支出が全支出の63%(年貢の二倍の価額)であり、干鰯類が50%をしめる**ことである。天保二年のこの村の明細帳では棉・稲・麦の肥料が干鰯・油粕・小便などであり、その反当り施用価額が上作人で、棉は銀70—90匁、稲は40—50匁、麦は30—50匁としている。この上限をそれぞれの作物へ施す肥料価額の比率とみて、この家の反当り施肥価額を算出すれば、反当り棉銀54匁4分、稲・麦30匁2分となる。この期間に干鰯価格は上昇しているのので、ここに示された肥料使用量は明細帳に示された上作人の使用額より下廻ることを知りうる。(「近世畿内農業の発展と特質」『古島敏雄著作集第八巻』P63. 1983. 東京大学出版会. 初出1956)

綿作農家の経営状況

若江郡新家村I家の具体的な経営内容が表にしております。生産費に占める肥料の割合が63%と3分の2近くを占めています。また、収入では、農業や小作料よりも貸銀(金貸し-質屋)収入がほぼ半分になっています。

これは繰り返しになりますが、中山家が庄屋敷村では新しい家ながら、田地を増やし、「足達は油屋、中山は鴻ノ池(金貸し)」と呼ばれていたという伝承と一緒に、貸銀収入が多いということは、畿内の農村では金を借りる農家が多かったということで、その金は肥料の購入に、あるいは借金の返済に充てられたのでしょうか。

部門別収入額の比率を五年平均で示したのが第八表である。自作経営面積の減少しはじめる安政以後において、農業収入の比率が減少して**貸銀収入の比率が増大**している。小作料収入に依存する方向への変化は、先に天保13年でみたような不利性を持ちながら、**貸銀収入の増大に支えられて、地主的生活を維持し**えていると**いってよい**であろう。(『古島敏雄著作集第八巻』P70)

第8表 収入部門別収入比率の変遷

	農業収入	貸銀収入	小作料収入
	%	%	%
天保11年~弘化1年	45.2	34.9	19.9
弘化2年~嘉永2年	41.0	40.9	18.1
嘉永3年~安政1年	44.7	36.2	19.1
安政2年~安政6年	24.9	59.9	15.3
万延1年~元治1年	31.6	48.3	20.1

* 原資料には小作料収入とその他一括の二項目であられる。後者を分離するために、農業収入は現物で天保13年と同一と仮定して、物価変動(大阪卸売価格)で修正したものを各年度分とした。

第5表 自作経営生産費(天保13年)

費目	価額	比率
肥料	2,220.0	63.0
労働賃	1,124.0	31.9
農具	129.1	3.7
用水修理用土俵	48.0	1.4
総計	3,521.1	100.0

* 自作地分年貢1貫074匁9がこの外に支出されている。

第1表 I家持高の変遷

	本高	無地高	計
	石	石	石
享和3年	17.650	7.584	25.234
同3年12月買入	6.480	2.462	8.942
同4年2月買入	.640	.400	1.040
文政2年1月買入	51.800	22.274	74.074
以上4筆合計	76.570	32.720	109.290
文政4年小前帳	79.787	34.150	113.937
文政8年訴状	74.272	31.810	106.082

- 1) 下線は文書にあらわれる数字。
- 2) 宗門帳には本高・無地高の合計が記され、小前帳には本高のみ記載をみる。
- 3) 無地高不明の分は本高の42.8%(天保2年明細帳の村平均)として推算した。

第3表 天保13年所持土地利用

	田	畑	計
	反	反	反
自作地	12.320	21.815	34.205
貸付地	31.721	32.201	63.922
計	44.111	54.016	98.127

「近世畿内農業の発展と特質」
『古島敏雄著作集第八巻』
P63, 64, 66, 71.
1983. 東京大学出版会. 初出1956

肥料問題が百姓共通の課題

肥料は畿内の農家にとって、特に貧しい家では死活問題となる要素でした。

肥料問題が広域的課題になる条件は、いうまでもなく畿内農業のあり方にかかわる。金肥の導入がもたらす高い生産性は、もはやこれらの肥料なくして経営の存続を保障しなかった。戸谷敏之氏の金肥利用度等にもとづく地域類型化以来、畿内における金肥農業の先行的成立は、つとに指摘されてきたことである。この金肥多投の構造が畿内農業の高生産性をささえていたため、肥料の払底や高騰が畿内農業に全体的な打撃をあたえた。肥料問題が全農民の問題たりうる要件は、そこにある。じっさい、寛保三年(1743)11月、河州丹北郡の三カ村が近隣に肥料訴願への参会を呼びかけた廻状には、「御互ニ百姓方専一ニ御座候間」とあって、**肥料問題が百姓共通の課題**であることを強く意識している。

畿内における多肥農業のこうした危機は、前節で指摘したように、不漁による干鰯生産量の減退とあわせ、もうひとつ、他地域における金肥需要の高まりが、その前提にあった。

他地域への肥料の流出は、いうまでもなく畿内以外の地域における多肥農業の一般的成立を示すものである。むろんその展開度に地域的偏差はあるが、他地域におけるこうした動向は、それまでの金肥多投に基礎づけられた畿内農業の先進的特質性がしだいに消失しつつあることを示すものであろう。もはや金肥を大量に必要とするのは、畿内だけではないのである。農業生産をめぐる近世中期以降のこのような動向が、肥料訴願を惹起する基礎的条件として存在していたのであった。他地域とのあいだの肥料をめぐる確執、それが前節でいう、大坂中心主義、畿内中心主義のような肥料訴願の論理を生みだしてきたのであった。(『紛争と世論』 P106. 平川新. 東京大学出版会. 1996)

表 2-4 干鰯価格表

年 代	40 貫 1 駄に付	出 典
寛保以前	銀 35~40 匁	『川西市史』 5—496
寛保 3 (1743)	150 ~160	
宝暦 3 (1753)	80~100	『豊中市史』 3—94
天明 3 (1783)	60	『羽曳野市史』 5—471, 473
寛政 5 (1793)	100	
同 6 (1794)	130	
文政 3 (1820)	90.6	『西宮市史』 4—801
同 5 (1822)	76	
同 12 (1829)	136	
天保 3 (1832)	99	
同 5 (1834)	148	

『紛争と世論』 P89. 平川新. 東京大学出版会. 1996

貨幣の借り入れと没落

金肥を多量に投入して収穫を上げる農業は、上層農家には、さらに大きくなる可能性があった、しかし、肥料購入費さえ事欠く農家ではその借金のために没落する危険性が常にあったのです。

農民経済が萌芽的利潤の未成熟にもかかわらずいわば他律的に商品＝貨幣経済にまきこまれる場合には、一部の上層農民は余剰を獲得しえて一それは村役人としての特権にもとづくことが多いが一商品販売者となり、さらにそれを出発点として雇傭労働を使用する大規模な工・商業経営にも発展しうるのであるが、その反面その他の大多数の農民はその収入ならびに支出において貨幣経済に深くまきこまれながらも余剰を生み出すことができず、せいぜい単純再生産をなしうるにすぎない状態におかれる。それゆえこのような一般の農民経営にあっては富裕化し経営を拡大する可能性はほとんどないばかりでなく、自給経済的状况の下で単純再生産をくりかえしている場合のような安定性もなく、貨幣経済にまきこまれているだけにかえって不安定な状態におかれる。すなわち凶作・家族労働力の減少・農産物価の下落・肥料費の高騰等の悪条件によって、再生産に必要な生活・生産手段の購入や年貢納入の資金が十分に得られない場合、それを契機に没落する危険性をもっているのである。**再生産をつづけようとするれば、必要とする貨幣を借り入れなければならない。**そのようなとき、まず家族の一員を質券奉公人・長年季奉公人として放出するが、それについて土地の質入れによって借金を調達することになる。その結果、質取主の手に質地の占有が移る場合と、質地の占有はもとのまま質置主の手に残る場合とがあるが、いずれにしても借金の金利として一定額の金穀が質置主から質取主に年々支払われる（または元利の償還される場合もある）。これが金利の支払いであることは、前者の質地占有権が移行する場合には明瞭であるが、後者の質地占有権の移行しない場合にはいわゆる直小作としてその小作料であるかのように思われる。しかしかかる形で成立するいわゆる質地小作関係は、質地の請け戻しの可能性が残っているかぎりには、土地所有権の移転した上での本来の土地の貸借＝小作関係ではなくて、**金穀の貸借関係が基本**であり、したがって質取主の受け取るものは本質的に小作料ではなくて金利である。それは「貨幣欲求者の支払能力または抵抗能力以外には全くなんらの制限も知らない」（『資本論』第3巻、第36章）高利貸付であり、それゆえそれが存在しうるための条件は「諸生産物の少くとも一部分がすでに商品に転化していること、および商品取引と同時に貨幣がその相異なる諸機能において発展していること」（同上）にすぎない。したがってかかる質地関係は、さきのブルジョア的分解のように萌芽的利潤の成立する18世紀をまたず、近世初期以来土地の質入れが法令上認められているように、すでに17世紀において広く展開したのであるが、しかしつぎに述べるようにそれが質流れによる土地所有の移動を結果しつつ盛んに行なわれるようになるのは、法令上流質が公認されざるをえなくなったことに反映しているように、やはり17世紀末から18世紀初頭以降のことであろう。（「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」山崎隆三、『岩波講座日本歴史12』P367. 1963. 岩波書店）

貨幣維済を克服せず、貨幣経済に克服される貧農

ここには、現金で肥料を購入するほどの余裕のない農家が、購入する方法が書かれています。第一は、借金して購入する場合、第二は肥料現品を借りる場合。そして第二の場合が多かったと述べています。ただ、現品を借りる場合は、その質や値段が貸し手に有利にならざるを得ないから、益々高い買い物をさせられることとなります。それを戸谷氏は「貨幣経済を克服せず、貨幣経済に克服される」と表現しています。

貧窮で余裕のない農民が金肥を施用する場合は如何なる形態をとったであらうか。

第一は、資金を借りた上肥料を購入するのであるが、これは余り行はれなかった。和歌山県農事調査書にも『農家ノ資金ヲ要スルハ重ニ肥料ノ購入ニアリト雖資金ヲ有スルモノハ即金ニテ之ヲ購入シ資金ナキモノハ多ク現品ヲ以テ借入ルハヲ常トス、近来肥料代價支拂ノ延滞ヨリ往々旧慣ヲ改ムルノ傾キアルモ肥料購入ノ為メ資金ヲ借入ルモノハ如キハ僅少ナリトス』とある。又、大阪府農事調査も『……府下従来ノ実況ニテハ肥料ハ多クハ問屋若クハ仲買人ヨリ現品ニテ借入ルルヲ以テ之カ購入ノ為メ特ニ資本金ヲ借入ル等ノコトハ稀ナリトス』とある。—中略—

第二は、金肥現品の貸付であるが、これをもっとも普通とした。かゝる形態によるときは、不良な金肥を高價に買入れねばならぬ不利があった。大阪府農事調査によると、『小農薄資ノ者』が『掛ヶ買』する場合、『價格不廉ニシテ且品質悪シク量目好カラザルモノヲ與ヘラ』れた。愛媛局農事概要も亦『小農家ニ於テハ收穫物ヲ以テ佛渡スヘキ契約ヲナシテ借り入ルモノアリ、又收穫期ニ至テ代價ヲ支拂フヘキ約ヲ結テ買入ルモノアリト雖モ代價比較的ニ貴ク農家ノ不利不尠(※せん)ト云フ』と指摘している。—中略—

農民が肥料を購入するに当っては、問屋乃至仲買人の許に自ら赴き品物を撰定する場合と、仲買が農家に来るのを待ち見本で注文する場合とあった。富農は前者の方法により、貧農は後者を採用した。大阪府農事調査も『小農者ニ至リテハ仲買人ノ其家ニ来ルヲ待チ……見本ニヨリ其品位ヲ撰定シテ之ヲ注文ス』と述べて居る。／ 小作人は農村の最下層に属するから、勿論自らの力で金肥を購入するだけの力がなかった。かくて、地主より小作人に肥料を貸與するといふ形態が成立するのである。—中略— 猶又、明治17・8年頃、現品の肥料を農民に貸與する会社が成立した。この現象も亦當時の農民が自然経済より脱却するのに困難せる事実を明示するものである。—中略—

自然経済から貨幣経済へ移行することは容易な事柄でない。明治前期の農民は、肥料を購入して一步貨幣経済に入り込みながら、自然経済を脱却出来なかった。彼等は、貨幣経済を克服せず、貨幣経済に克服されるのであった。（「明治前期に於ける肥料技術の発達」戸谷敏之、初出1943、『日本常民生活資料叢書第六卷』P266、1973、三一書房）

近畿は農民が窮乏する阿波型

戸谷氏は江戸時代の農村を金肥を使うか使わないかで、東北日本型と西南日本型にわけ、さらに西南日本型を摂津型と阿波型に分けます。摂津型とは地位を向上させる場合、阿波型とは窮乏する場合です。そして「近畿型の大部分は阿波型に属した」と述べるのです。「摂津」「阿波」は地名です。地名で分けるなら、摂津を含む「近畿(畿内)」は「摂津型」とするのが自然の流れではないでしょうか。ところがそうならず「近畿型は阿波型」となっていて、何か奇異に感じます。貨幣経済というのは、豊かなものはより豊かに、貧しいものはより貧しくなる格差拡大の傾向があります。ところが戸谷氏がこの論文を発表した昭和16年は太平洋戦争が始まった年で、官憲に配慮して格差拡大が見えないようにしたのではないかという気がします。

今迄は、二毛作の有無、作物や肥料の種類を各地につき検討し、労働集約の度合いと貨幣経済の深淺を判別しつつ農業経営の類型を探し求めて来た。その結果私達は、農業経営が東北日本型と西南日本型の二つに大別されることを知り得たのである。併し乍ら、『業主』たる農民の成熟如何は、貨幣経済に接触する農業経営の態様に差別を生み出さないであらうか。此の問ひに答へるため、収支計算例を調べてみよう。蓋し、農業経営のうちには貨幣経済に反作用して富裕になるものと、貧窮になるものがあるけれども、この事実は二毛作の有無、作物や肥料の種類を以てしては確め得ないからである。／ 結論を先きに言ふなら、西南日本型農業経営は摂津型と阿波型の二つに分れる。摂津型とは農民が貨幣経済に引入れられつつ地位を向上させる場合を意味し、阿波型とは之に反し農民が窮乏する場合である。勿論近畿型の大部分は阿波型に属した。次に此の例示をする。／ 寛政年間、代官篠山十兵衛の時、摂津國西成郡中島村大字江口の庄屋より差出せる、田畑三町歩を耕作する農家の収支計算書を左に引かう。

収入 田 二町五反歩の収穫…米 51石 麦28石5斗畑 4反半の収穫 … 綿 9本 (銀720匁) 菜種 5石7斗7升5合 (銀462匁)
其他、藁代銀312匁7分、副業収入 (木綿織、藁仕事、繩筵) 銀295匁
支出 年貢米……米 19石5斗 / 食料………麦 16石4斗5升 / 米 3石3斗3升 / 雇人給銀………銀730匁
農具品々入用藁代………銀250匁 / 肥料……銀2貫77匁6分5厘 / 農具修覆………銀241匁
収支決算 銀250匁5分9厘剰余

此の収支決算書は、3町歩の規模を有する現実の農業経営を現すのでなく、『右は西成郡惣高凡四萬六千石、内五千八百石新田方除、凡壹萬七千石市中續相除、残凡貳萬石餘田畑積り』と但書があり、西成郡に於ける農業経営のイデアールタイプス(※理念型、理想型)と考へられる。／ 経営内容を分析すれば、まづ年貢諸入用の低いを知る。米51石の収穫があつて、年貢米は19石5斗、諸入用銀551匁5分1厘(1石65匁替で8石5斗)を加へてもその半ばを僅かに越すのみだ。これは麦・綿・菜種に対する祖額を含めている。当地方の農業経営は貨幣経済の相貌を著しく帯び、銀2貫77匁6分5厘を肥料の購入に支払い、銀730匁を雇人給銀とする。銀2貫77匁6分5厘は全収穫物価格の3割6分に当たり、銀730匁は1割3分に等しい。綿と菜種は全部売却され、年貢を控除した残余の米、夫食(※江戸時代、農民の食糧のこと)以外の麦も商品となる。『銀二百九十五匁但男女作間手稼賣物代、女は木綿織參束代百五拾文壹反に付五匁男は藁仕事繩筵の工作』といふ副業も存在してゐる。併し乍ら、一番重要なのは『差引残銀貳百五拾貳匁九分九厘』とある如く、他地方の農業経営と異り兎も角プラスを示すことである。(「徳川時代における農業経営の諸類型」戸谷敏之. 初出1941. 『日本常民生活資料叢書第六卷』P83. 1973. 三一書房)

戸谷が研究者として生きた昭和戦前期の学問を取り巻く状況を簡単に整理しておく。先に戸谷が思想問題で一高の卒業を取り消されていることを記したが、これは一言でいえば「アカ」つまり左翼勢力とみなされて官憲に検挙された事件が原因となっている。この事件に関しては、運悪く巻き添えにあったというのが実態であったらしいが〔石崎 2006〕、どちらかと言えば戸谷の思想が左寄りだったことは確かである。戸谷の学友、宇佐美誠次郎は一高時代の戸谷について次のように語っている。／彼の使っている「資本論」を見た者は、何べんとなく読み返されたために全巻がことごとく文字通り一枚ずつばらばらになってしまっているのに驚かされた。その頃から親しい仲間たちの間で密かに作って廻されていた「歯車」という回覧雑誌に戸谷君の寄稿した多くの論文の中には、今日刊行しても注目されるような優れたものが少なくなかった。この「歯車」も、当時学生や青年たちの間で作られていた他の回覧誌と同じに特高警察の眼を考慮して完全に焼き捨てられてしまった〔戸谷 1952、p. 126〕／特高警察について言及されている通り、世はまさに治安維持法の暴走が加速してした時代であった。その中であって、カール・マルクスの思想体系は当時の学問に大きな影響を与えていた。経済学の分野でいえば、1932年（昭和7年）から1936年（昭和11年）にかけて発生した「日本資本主義論争」がある。これは日本資本主義の性質と明治維新の位置づけをめぐる、のちに講座派と労農派と呼ばれる人々の間でおこなわれた論争であり、当時学生だった戸谷にも大きな影響を与えたことは疑いない。なお、近代日本社会を封建遺制と捉え、ブルジョア民主主義革命の必要性を説く講座派の時代認識は、大塚史学の形成にも影響を与えた。このように華々しく展開された「日本資本主義論争」であったが、戸谷が法政大学に入学した1936年（昭和11年）のコム・アカデミー事件で講座派が検挙され、翌1937年（昭和12年）の人民戦線事件で労農派が検挙されたことにより強制的に中断された。左翼弾圧が学問の領域にも及んだ時代に、戸谷は農業経済史の研究をおこなったのである。当時の状況を宇佐美は次のように述べている。／同君の主要な研究対象は日本の農業問題といふ政治的意義深い根本問題であり、したがってその科学的研究は当時のタブーであったのである。そのため生前発表されたものはすべて検閲のため細心の注意が拂われ、いとほしい『奴隷のことば』で書くことを餘儀なくされており、『奴隷のことば』をもつては書き得ぬものはすべて未発表のまま、筐底に藏し、あるいは将来の研究を期して覚え書きのまま残されることになった〔戸谷 1949、p. 525〕／農業問題が政治の問題であったことと、当時タブーとされた科学的研究が科学的社会主義すなわちマルクス主義を指すことを確認しておきたい。ちなみに、宇佐美が「奴隷のことば」と表現するものはおそらく次のような言い回しを指すと思われる。「先人苦心の跡を偲ぶと共に、偉大なる決戦下日本農業の使命を改めて顧みんとするのが本稿の目的である」〔戸谷 1942、p. 1〕。「明治政府は、切支丹を憎悪しながら近世初頭の如き極端な處置をとらず、飽く迄もこれを教化せんと努力した。これ偏に、皇室の厚き御仁慈の反映と解される」〔戸谷 1943、p. 1〕戸谷の魚肥研究、ひいてはアチックの水産史研究は、こうした時代的制約のもとでなされたのである。（『国際常民文化研究叢書13』2019年2月「戸谷敏之の問題関心にみる魚肥研究の位置づけ」P282. 今井雅之〈ネットから取得〉）

戸谷氏が「阿波型」と名付けた農民が窮乏する場合の例です。金肥購入に関わる問題が、窮乏の原因になっているのは、畿内と同様です。「阿波型」では藩が干鰯の値段などに介入したこともその原因としています。

…阿波の農民は藍作と関連して莫大な魚肥を施用し、又生産された葉藍を販売することにより、貨幣経済の渦中に相富巻き込まれてみたわけである。併し乍ら、貨幣経済の進展自体は農民の地位向上、従って又彼等の間に於ける富裕な階層の出現を意味するであらうか。／ 安政四年頃の農業経営の態様を示す一文書がある。上中下田畑平均一反について次の如く計算されてゐる。

収入	／	赤麥	1石3斗 (米6斗5升到富る)	／	米	1石7斗	／	合計	米にして2石3斗5升
支出	／	年貢米	5斗2升8合	／	地役	銀12匁 (米1斗4升1合に當る)	／	肥料	銀60匁 (米7斗6合に當る)
差引	9斗7升5合 自作人徳米 (地主5斗3升1合+小作人4斗4升4合)								

まづ金肥が1反につき銀60匁、米7斗6合に當り全収穫高の4割以上に當ってゐるのは、貨幣経済の浸潤を物語る。ところで、年貢米と小作料が極めて高く、小作人に至っては1反に4斗4升4合の手取りしかない。

阿波では、元享年間早くも夏秋二季に亘り年貢を徴収してをり、蜂須賀家政入國當初、夏秋の雨度麥と米が田租になってゐた。麥租は二毛作田に對して課され、一毛作田を二毛作田とする場合も蒔出麥と稱して新に追徴した。かくて阿波藩の租法は六公四民に達するのである。年貢米に照応して、麥小作料が二毛作田へかけられた。このため、小作人の手取りは上述の如く反に付き4斗4升4合で、通常行はれるやうに表作を基準として小作料のパーセンテージを求めると7割を超へるのである。府懸地相改正紀要にも『全国ヲ通觀スレハ重租ノモノ多シ』とある。貨幣経済の発達と共に、従来特定の限られた欲望しか有しなかつた領主や地主が、貨幣といふ使用価値を抽象せるゆえに無限の欲望の対象となりうるものを知るに至り、農民への負担を無限に増大するからである。そのため負担の重きに悩む農民は、貨幣経済の波に乗り、新しい『ウンテルネーマー』として立現れず、反對に貨幣経済のプレイとなる。かくて阿波の百姓は、肥料の購入資金に欠乏し、藩の藍方役所より金融を受けて居た。その方法は、當初銀札を貸付けたが、後に至り干鰯現品をこれに代へ、多額の利子を徴収した。他方干鰯問屋は干鰯の価格を不當に引き上げ、『在々作人小百姓共至至極迷惑仕候仲々相聞』ゆる結果ともなつた。猶阿波の百姓が窮迫した他の重要な原因としては、工業の未発達により此の部面へ農民が吸収せられなかつたことを数へねばならぬ。勿論、sweating system(※苦汗制度—長時間低賃金できわめて悪い環境の下に労働者を酷使する制度)は藍の製造について可成り広汎に存在した。然し、sweating systemの忌はしきは嘗て澁澤(※澁澤敬三—澁沢栄一の孫、昭和20年前後に日銀総裁、大蔵大臣)先生が明快に論じられた所であり、茲に言ふ工業の発達の中へ入らない。

以上の如く、阿波の農業経済は年貢が高く工業も発達しなかつたので貨幣経済のため打ちひしがれた。かゝる農業経営を阿波型と呼び摂津型から区別しよう。(「徳川時代における農業経営の諸類型」戸谷敏之、初出1941、『日本常民生活資料叢書第六卷』P90、1973、三一書房)

古島敏雄（ふるしまとしお）－昭和・平成期の農業経済学者。

生年明治45(1912)－平成7(1995) 東京帝国大学農学部農業経済学科〔昭和11年〕卒。昭和14年東京帝大農学部講師となり、23年東京大学助教授、34年教授、43年農学部長を経て、48年退官、名誉教授。この間、35～41年一橋大学経済学部教授も兼任。49～58年専修大学教授。農業史、経済史の精緻で実証的な体系を築くとともに、東大での日本農業史の講義により、多くの優れた農業史家を育てた。日本学術会議会員、農業経済学会会長。著書に「日本封建農業史」「近世日本農業の構造」「改革途上の日本の農業」「日本農業技術史」「近世日本農業の展開」「資本制生産の発展と地主制」ほか。(20世紀日本人名事典より、一部省略)

【**戸谷敏之(とやとしゆき)**－『ウィキペディア (Wikipedia)』より】

1912年(明治45年)、長野県埴科郡松代町に生まれる。東京府立第一中学校を卒業し、1930年に第一高等学校文科甲類に入学。1933年(昭和8年)に東京帝国大学経済学部の入学試験に合格するが、思想問題により第一高等学校の卒業を取り消され、東京帝国大学への入学も取り消される。1934年(昭和9年)に法政大学予科に入学。1936年に法政大学経済学部に入學し、小野武夫の日本農業史演習に参加し、研究テーマを「徳川時代に於ける「豪農」の研究」とした。大塚久雄にも師事し、また戸坂潤の「経済学批判」などの研究会にも参加していた。1939年(昭和14年)に法政大学経済学部経済学科を卒業する。同年アチック・ミュージアム(後に日本常民文化研究所に名称を変更)に入所するとともに、小野武夫の助手として土地制度史・農業技術史を研究し、小野からは自身の後継者と目されていた。1944年(昭和19年)に応召され、1945年(昭和20年)9月、フィリピンにて敗走中に戦死、享年34。

府立一中を首席で卒業し、指導教授の大塚久雄と渡り合えるほどの学識を有していた。特に、イギリスのヨーマンと呼ばれる独立自営農民の研究ではどんな学者の追隨も許さなかった。大塚史学の形成に寄与したと言われ、アチック・ミュージアム一の俊英と謳われる。大塚は戸谷に絶大な信頼を置いており、戦後、事あるごとに「戸谷君がいきていればねえ・・・」と漏らしていた。大塚は戸谷の復員を信じ、大塚の懇望によって、東京大学経済学部に戸谷のために助教授のポストを空けて待っていた。

大塚久雄〈1907年(明治40年)－1996年(平成8年)〉は、日本の経済史学者。専攻は英国経済史で、西洋諸国における近代資本主義、近代市民社会の研究で知られ、マックス・ウェーバーの社会学とカール・マルクスの唯物史観論の方法を用いて構築した**大塚史学**は国際的評価を受けた。東京大学名誉教授。(『ウィキペディア (Wikipedia)』より)

明治20年代になぜ天理教は爆発的に伸びたのか

天理教は明治20年以降、明治29年までに信者数300万になったとされています。なぜこんなに伸びたのでしょうか。

天保9 (1838) 年 立教
安政年間 (1854~1859) 教祖、「おたすけ」を始める

慶応3 (1867) 年 「御神前明記帳」 2千数百名 (参拝者)。大和150余カ村、山城3カ村、河内1カ村、大阪3カ所、阿波1カ村。

明治13 (1880) 年 「転輪王講社名簿」 約1500人 (信者) 大和、河内ではほぼ同数。「明記帳」と一致するものは十数名。

明治20 (1887) 年 教祖、身を隠される。 信者数万人。

明治27 (1894) 年 教師数13,000人余 教会数760

松方デフレ(明治14年以降)による身代限り(破産)の続出

増加

秘密訓令以降、教勢は伸び悩んでいました。

秘密訓令

明治29(1896)年 公称信者数 300万人 (当時の日本の人口は、約4千万人)

明治31 (1898) 年 教師18,150 教会 1,493

大正元 (1912) 年 教徒75,562

大正11 (1922) 年 教徒133,456

大正14 (1925) 年 教徒198,096 教会数7,478

昭和2 (1927) 年 教徒174,672

昭和11 (1936) 年 教徒288,204

昭和30 (1955) 年 教徒403,071 教会数15,000余

昭和41 (1966) 年 教祖80年祭 参拝者200万

平成24 (2012) 年 信徒1,199,652

三教会同

日露戦争後の社会不安一日比谷焼き討ち事件

倍加運動

1929(昭和4)年世界恐慌

戦前の復元「おふでさき」の公刊

戦後の復元、昭和21年『復元』の発行

1945年敗戦からの復興

減少

明治27年から昭和30年までの数字は、『近代民衆宗教史の研究第二版』による。一部『天理教事典』にもよっている。数字は出典によってかなり異なる。

下の表は、明治8年から20年までの身代限り(破産)の数です。16, 17年は2万件を超えています。関西3府県の状況を見ると、税金を払えないために土地は抵当に入り、それを再び自己の所有にする事は絶望的なことが見えます。天理教はこのような社会状況の中で布教をし、明治29年には信者300万という一大勢力になりました。

表7 身代限債務者及負債金額累年比較表

年次	身代限債務者(人)	負債金総額(円)	平均債務額(円)
1875 明治8年	8,537	2,614,179.794	306.22
1876	10,866	3,360,821.846	309.30
1877	12,599	3,817,470.503	303.00
1878	10,881	1,984,641.439	182.40
1879	9,935	1,667,574.500	167.85
1880 明治13年	9,855	1,282,344.248	130.12
1881	7,789	1,049,948.381	134.80
1882	12,191	1,624,175.558	133.27
1883	22,492	3,542,386.421	157.50
1884 明治17年	27,526	4,713,906.437	171.25
1885	12,483	2,874,006.839	230.23
1886	10,732	1,821,289.217	169.71
1887 明治20年	8,756	2,196,366.913	250.84

京都府 貢租公費ニ差支ヘ負債ノ為メ所有ノ土地ヲ質入抵当トナシ、或ハ之ヲ売却セルモノ多ク、昨今兩年ハ身代限りノ公判ヲ受クルモノ日ニ増加スルノ景況ナリ。

大阪府 負債ノ為メニ、概ネ所有ノ土地十分ノ五弱程ハ抵当ニ入レタルモ、到底負債ヲ償フテ再ヒ己ノ所有地トナスヘキ見込ナキモノ、多キ、大凡其三分ノ二ニアリ。

兵庫県 土地所有ノ有様ヲ觀察スルニ、其所有ヲ全フスル者十分ノ一、抵当ニ入レタル者十分ノ五、既ニ沽却セシ者及ヒ将サニ恬却セントスル者十分ノ四トス。故ニ、抵当地ヲ再ヒ自己ノ所有ニ復スル如キハ、絶テ望ムヘカラサルノコトナリ。 (『日本近代社会成立期の民衆運動』P171)

備考 「貨幣制度調査会報告」『明治前期財政経済史料集成』第12巻(明治文献)所収。

平均債務額は、稲田が算出。 『日本近代社会成立期の民衆運動』P169.稲田雅洋.1990.筑摩書房

明治29年4月6日、内務大臣吉川顕正から天理教の取り締まり強化のために天理教では「秘密訓令」と呼ばれる内務省訓令が公布されました。その内容は、天理教の活動に見られる医薬妨害、寄付強制、男女混淆などを取り締まるという通達でした。この訓令が出る約一カ月前に出版された「みかぐらうた」の解説書『天下一品美嘉具羅歌』には、「肥(こやし)を置ずに物が造り取れるか…国家に益なく害のみ多し」という言葉が出ています。これは「こえを置ずにつくりとり」という言葉に世間では論難攻撃が激しくなっており、その攻撃文句で、それにたいして、「みかぐら歌の譯(わけ)を詳述して世の惑(まどひ)を解」こうというのが『天下一品…』の趣旨と思われま

す。ここから読み取れることは、当時実際に金肥を入れないで作物を作ろうとした天理教信者がかなりの数存在したのではないかということです。それゆえ「肥を置かず」のうたについて「世間の攻撃尤も甚し」という状況になったのではないのでしょうか。前年日清戦争が勝利の形で終わり、さらに富国強兵策を進めようとする国家にとって、「肥を置」かないという収穫量の減少が目に見えているやり方を推奨する天理教は許し難い存在だったのです。

これに天理教はどのような対応策をとったのでしょうか。その答えが、明治33年の『御神楽歌釈義』であり、同39年の『御神楽歌述義.全』です。「肥のさづけ」は「声の授け」にし、「肥置かず」は信仰上のたとえとしたのです。

「声の授け」は戦後「肥のさづけ」に戻りましたが、拝み祈禱的な解釈はそのままです。「肥置かず＝信仰上のたとえ」の方は現在にも引き継がれています。

『天下一品美嘉具羅歌』 明治29年2月22日発行.

筒川すゑ子.P20

(※七下り目) 十ド

このたびいちれつに ようこそたねをまきにくた
 たねをまいたるそのかたハ こえをおかずにつくりとり
 とある歌に於いては世間の攻撃尤も甚し或は新聞に雑誌に又
 書物に於てこの歌の道理に合(かな)はぬを論ぜり**肥(こやし)**
を置ずに物が造り取れるか然らば農耕に肥料(こやし)は要せ
 ざるなり天理教会の主意は斯(かか)る瞞着主義なれば**国家**
に益なく害のみ多し故に**天理教を退治せねばならぬ撲滅せねばな**
らぬ我々四千万同朋の中に斯る邪教を奉ずるものありては国
 家衰弱の基なり故に誓て天理教会に入るべからずといふ規約
 を結びて未然に防(ふせ)がざるべからずとせる所も多く之
 を賛成する論者も多し吾々は嗚呼(あゝ)と歎声を出(い
 だ)すの外なしこえを置ずにつくりとりといへる文句に就て世人
 は斯(か)く論難攻撃せるものなり故に吾人は戦捷国の日本
 として文明の日本として国体の秀逸なる日本として未(い
 ま)だ斯(かく)の如く論難する愚者があるかと思へば泪の
 襟を濕(うるは)すを知らず斯(か)くいふ時は我々をも迷
 信者なりとそしるものあらん因(よつ)て吾々は今此(こ
 の) **みかぐら歌の譯(わけ)を詳述して世の惑(まどひ)を解**併
 (あは)せて蒙徒を五里霧中より救ひ出(いだ)して天理の
 光に将(また)日月(じつげつ)の光りを誠に蒙(かうむ—
 ※身に受ける)らしめんとす

「肥を置かずに作り取り」は「国家に益なく害のみ多し故に天理教を退治せねばならぬ撲滅せねばならぬ」

ここまで見てきたように、貨幣経済に入り込んだ西南日本の農民の大部分が窮乏するのは、干鰯などの金肥を田畑に投入して反収を上げようとするからです。豊かになろうとする試みが、かえって貧しくなる要因になっているのです。とすれば、それを止めてしまう、まさに「肥を置かずに作り取」ればいいのかということになります。それを教祖は「みかぐらうた」に記しました。

明治に入り、年貢が地租に替わり、地価に基づく貨幣での納税になりました。これによって、農民はさらに経済的に困窮するものが増え、多くの破産者が生まれました。この時期に全国への布教を開始した天理教は、爆発的に広がっていきました。

明治29年の天理教に対する弾圧(秘密訓令の公布)は、表面上の天理教の活動に見られる医薬妨害、寄付強制、男女混淆などを取り締まるという通達内容ではなく、前述した『天下一品美嘉具羅歌』にある「肥(こやし)を置ずに物が造り取れるか然らば農耕に肥料(こやし)は要せざるなり天理教会の主意は斯(かか)る瞞着主義なれば国家に益なく害のみ多し故に天理教を退治せねばならぬ撲滅せねばならぬ」というところにその主旨はあったのではないかという気がします。

「みかぐらうた」には「欲」という言葉が7回出てきます。その主旨は「欲を捨てろ」ということです。「欲を忘れて、肥を置かずに作物を作れば、心は澄み切って極楽だ」というのですが、それは富国強兵を進める国家にとってはとんでもないことだったのです。

明治30年以降、「すべての問題は自分の『心』の一点に帰せられ、その『心』を平安に保ち、その真実に甘んじていることだけが、この地上における幸福の条件とされる」(次頁、参照)ような道徳が普及されていきます。

天理教も、明治30年代から大正期にかけて、国家の方針に合う教理が作られ、教祖の教えを守るとする教師は「不良教師」などの言葉によって教団から排除されていくことになったのです。

この国家に合わせて作られた教理が現在も天理教教理とされているため、「みかぐらうた」「おふでさき」に説かれている教えと合わず、教理が説けない宗教になっているのが、現在の天理教です。

「みかぐらうた」の「欲」の用例

五下り目	四ツ	よくのないものなけれども かみのまへにハよくはない
八下り目	四ツ	よくのこゝろをうちわすれ とくところをさだめかけ
九下り目	三ツ	みればせかいのこゝろにハ よくがまじりてあるほどに
	四ツ	よくがあるならやめてくれ かみのうけとりでけんから
十下り目	四ツ	よくにきりないどろみづや こゝろすみきれごくらくや
十一下り目	四ツ	よくをわすれてひのきしん これがだいゝちこえとなる

教祖の平等思想

13号

45. 高山にくらしているもたにそこに
くらしているもをなしたまひい
46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな
みな月日よりかしものなるぞ
47. それしらすみなにんけんの心でわ
なんどたかびくあるとをもふて
48. 月日にハこのしんぢつをせかいぢうへ
どふぞしいかりしよちさせたい

……埼玉県の浦和町で一冊のパンフレットが流布したことがある。それは明治33（1900）年

五月に売りだされた「ほんとおぼし」という一種のかぞえ唄集で、「一ツトヤ」から「二十トヤ」まで、通俗道徳の考え方や各徳目が綺麗に道歌としてまとめあげられている。／ よんでごらんよ しんじつはなし うそじやござらぬ ほんとおぼし / こう表記してあるこの道歌を、いったい誰が作詞し、誰々がフシをつけてうたいあるいたのかは知らない。大宮や秩父ではこういう道歌がはやり、これが西多摩などにも流れこんでいた。南多摩や相模地方には陶宮術という一種の通俗道徳（心境鍛錬教）が豪農層を中心に流行し、明治20-30年代に爆発的にひろがり、明治末ごろには衰えたという例もある。このような民衆思想のあわただしい変遷は、明治の農村の生産関係の根本的な変化に照応しながら、通俗道徳の性質がおおきく変わろうとしていることを示している。

一ツトヤ 人とうまれてでたからにや まもらにやなるまい人のみち ソリヤホントダヨ / ニツトヤ ふたたびあわれぬきよのひを むなしくおくるはおろかなり / 三ツトヤ みのためおもわバかせぐべし ただいてせにかねわくものか / 五ツトヤ いつまでこのよにいるものだ うちそとわごうにくらすべし / 七ツトヤ なにがふそくの無いものが さんぜんせかいにあるものか / 十三トヤ さんぜんせかいもおなじこと みめよりころが一大じ ソリヤホントダヨ

「勤勉」「儉約」「和合」「孝行」などを尊ぶおなし通俗道徳といっても、ここまできるとなんと消極的な、卑小低俗なものに変わってしまっているか。こうなると道徳的実践は自己目的と化しており、卑小な小ブルジョア的な損得を顧慮するばかりで、自分をとりまいているひろい世界の状況や、変化の過程にたいするリアルな眼はことごとく失われる。すべての問題は自分の「心」の一点に帰せられ、その「心」を平安に保ち、その真実に甘んじていることだけが、この地上における幸福の条件とされる。通俗道徳の歴史的形成期には「心」の哲学は、民衆に無限の可能性を信じさせ、民衆の諦観をうちやぶって、かれらを積極的な主体にと生まれ変らせるという人間主義的な意義をもっていた。ところが明治も中期になると、この「心」の哲学は、「よそのうわさハしない」「ふそくはいわない」「さんぜんせかいよりも、ころが一大じ」という退嬰的なものにと墮ちているのである。

かつて中山ミキが天理大神という絶対神の立場にたって、「せかいをまゝにする」時の権力者、「上」「高山」を痛烈に批判しながら、民衆に“人は神の子だ、だからその心を大切にし、改め、道徳的生活をおくるならば、理想世をもたらすことができる”と教えた、その自己規律、その「心」の哲学とくらべるとき感無量なものがある。

だんだんと心いさんでくるならば せかいよのなかつころはんじよ(おふでさき・一の9)

せかいぢういちれつハみなきよたい(兄弟)や たにんとゆうわさらにないぞや(同一三の43)

これと先の『ほんとおぼし』の「なにがふそくの無いものが さんぜんせかいにあるものか」とをくらべるなら、発想の方向がまったく逆であり、1900年代には通俗道徳はすでに欺瞞的な社会通念となり、支配を破る思想としてではなく、支配的思想の基盤に編みこまれていることがわかる。こうなると民衆は自己のモラルをまじめに実践すればするほど、支配体制を下から支える結果になり、自分の出口をいっそう見えにくくする悪循環の過程に入りこんでしまうのである。そして、ひとたびこうした社会通念が成立すると、変革者はかえって民衆から異端とされ、通俗道徳によるきびしい糾弾をあびて、権力者からはもちろんのこと、民衆社会からもおいだされ、疎外されるという結果になるのである。（『明治の文化』P203. 色川大吉. 1970. 岩波書店）